2.認知症対策について

次に認知症施策についてです。

高齢化が急速に進んでいる我が国において、認知症施策の充実は喫緊の課題であります。認知症高齢者は、2023 年の現在から、2 年後の 2025 年には、約 700 万人。2040 年には約 953 万人に達すると言われております。つまり、誰しもが無関係ではいられない状況になってきております。

今後はさらに高齢化が進むと思われることから、特にお一人暮らしの認知症高齢者が増加していくと見込まれています。当事者の家族だけではなく、その地域ぐるみでの見守りが必要であり、みんなで支えあう仕組み作りが欠かせないことだと思います。

わが県においても、2019 年に策定された「認知症施策推進大綱」に定める、「認知症バリアフリーの推進」、「予防」、「普及啓発・本人発信支援」などの柱に沿って、認知症施策に取り組まれていると認識しておりますが、その取り組みについて質問させていただきます。

まず、地域の見守り体制についてお伺いします。

はじめに、県内における認知症高齢者の方の人数と今後の見込みをお示しください。

次に、認知症高齢者の中には、外出中に行方不明になることもあることから、県内の認知症による行方不明者の警察への届け出数と、認知高齢者を見守り、早期に発見し保護するための取り組みについて、

あわせてお伺いします。

次に、予防についてお聞きします。

以前おこなった認知症対策の質問の中で、介護予防の取り組みの一つとして、「コグニサイズ」の推進について取り上げさせていただきました。

国立長寿医療研究センターが開発した、「コグニサイズ」は、認識（コグニション）と運動（エクササイズ）を組み合わせた造語で、認知課題と運動課題を同時に行い、体と脳機能の向上を目指すものです。センターの研究では、このコグニサイズを実践することで、認知機能の低下が抑制されたとの数値が出ております。

そこで、認知所の予防のためには、コグニサイズが重要と考えますが、県はどのように取り組まれているのかお伺いします。

国会においては、認知症の人も含め、誰もが希望を持って暮らせる共生社会を目指すという観点から、本年の ６ 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。岸田総理も、９ 月下旬には、有識者や認知症の当事者らによる、「認知症と向き合う｛幸齢社会｝実現会議」の初会合を開き、今後の認知症施策の在り方を議論して、年末までに意見を取りまとめるとしています。

基本法の主な内容としては、国に「認知症施策推進基本計画」の策定を義務付けることや、都道府県と市町村は、国の基本計画を基本として、認知症施策推進計画の策定に努めなければならないといったことが規定されました。また、国民に対しては、「認知症や、認知症の人に関する正しい理解を深めるように努めなければならない」としています。

この、基本法が掲げている共生社会は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会です。認知症になっても住み慣れた地域で、安心して生活ができるようにするためには、地域の方々が認知症についての理解を深め、地域全体で認知症の方とその家族を支えていく体制づくりが重要と考えております。

そのためには、行政だけでなく、県全体で、子どもから大人まで、すべての県民の皆さんの、認知症に対する正しい理解が欠かせません。

そこで、この項の最後に、2点、質問します。

1点目に、都道府県に対しては、認知症施策推進計画の策定を努力義務にしていますが、本県としては、どう対応するのかお伺いします。

2点目に、県民の認知症に対する正しい理解を深めるために、どのような普及啓発に取り組んでいるのかお答えください。

【服部知事の答弁】

① 認知症の高齢者数と行方不明者等について

認知症の高齢者数について、国の推計を基に、県の認知症高齢者の数を推計すると、平成30年は約20万人、令和7年には約30万人と、今後、増加することが見込まれます。また、認知症による行方不明者の警察への届出数は、昨年は549件で、直近5年間では、毎年500件前後で推移しています。

県では、日常的な高齢者の見守り活動を促進するため、小学校区などで住民主体の見守り活動の中心となる人材の養成に取り組んでいます。

また、地域の御家庭を訪問する機会の多い電気やガス等の事業者が、県と包括協定を締結し、見守り活動に参加していただく「見守りネットふくおか」の取組

を強化しているところです。

そうした見守り活動にもかかわらず、行方不明になった場合に、市町村が地域住民や警察、消防、医療、介護、交通等の事業者と協力して、行方不明者の捜索活動を行う「行方不明認知症高齢者 SOS ネットワーク」の構築にも取り組んでいます。

② コグニサイズを普及するための取組について

県では、平成 30 年に、コグニサイズの取組方法に関する動画を作成し、県内の介護施設に配布したほか、引き続き県のホームページで配信しており、県民の方に活用を促しています。

また、市町村が行う介護予防教室に、県内 4 か所に設置している介護予防支援センターから、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリの専門職を派遣し、手指(てゆび)を使つた「脳トレ」、しりとりや計算などを組み合わせた体操の指導など、コグニサイズの取組を支援しています。

③ 認知症基本法に基づく県の推進計画の策定について

認知症基本法は、今年 6 月に公布され、来年 1 月に施行されると聞いており、県の計画の基本となる国の認知症施策推進基本計画は、現時点では未策定となっています。

県では、基本法の成立も踏まえ、現在、策定作業を進めている「第１０次福岡県高齢者保健福祉計画」において、認知症施策についての内容を充実し、計画的に推進していくこととしています。

県の推進計画の策定については、今後策定される国の基本計画の内容を確認したうえで判断してまいります。

④ 認知症に対する正しい理解を深めるための取組について

県では、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」を、これまでに約52万人養成してまいりました。 また、認知症の方とその家族、地域住民、介護等の専門家などが気軽に集い、情報交換や相談を行う「認知症カフェ」は、昨年度末時点で、 54の市町村において２６０か所設置されており、その設置や運営を支援しています。

県では、昨年からは、「世界アルツハイマー月間」である9月に合わせ、福岡タワーなどを認知症のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップしています。さらに、県庁において、ロビーをオレンジ色の花による飾り付け、認知症に関するパネル展示、臨時の相談コーナーの開設を行っています。

また、認知症になっても地域を支える一員として活躍できることを発信するため、認知症の方とその家族を支援しているNPO法人と連携して講演会を開催してします。

基本法が掲げる「共生社会」を実現するためには、地域全体で認知症の方とその家族を支えていく必要があることから、引き続き、認知症に対する正しい理解を深めるための普及啓発に取り組んでまいります。